

# 国立大学法人東京工業大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとなっているが、平成19年度はこれに該当するものはなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

都市手当の率を12%から13%に改正した。  
(職員は12%から13.75%に改正したが、役員については抑制した。)

理事

都市手当の率を12%から13%に改正した。  
(職員は12%から13.75%に改正したが、役員については抑制した。)

理事(非常勤)

該当なし

監事

都市手当の率を12%から13%に改正した。  
(職員は12%から13.75%に改正したが、役員については抑制した。)

監事(非常勤)

常勤監事の都市手当の率を改正したことに伴い、日給を約0.8%増額した。

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A法人の長	千円 11,615	千円 7,682	千円 2,934	千円 999 (都市手当)		10月23日	
B法人の長	千円 7,739	千円 6,021	千円 935	千円 783 (都市手当)	10月24日		※
A理事	千円 8,698	千円 6,202	千円 1,628	千円 62 (通勤手当) 806 (都市手当)		10月23日	
B理事	千円 8,666	千円 6,202	千円 1,628	千円 30 (通勤手当) 806 (都市手当)		10月23日	
C理事	千円 8,683	千円 6,202	千円 1,628	千円 47 (通勤手当) 806 (都市手当)		10月23日	
D理事	千円 8,806	千円 6,202	千円 1,628	千円 170 (通勤手当) 806 (都市手当)		10月23日	

E理事	千円 7,236	千円 4,861	千円 1,702	千円 42 (通勤手当) 631 (都市手当)	10月24日		
F理事	千円 7,215	千円 4,861	千円 1,702	千円 21 (通勤手当) 631 (都市手当)	10月24日		
G理事	千円 7,232	千円 4,861	千円 1,702	千円 38 (通勤手当) 631 (都市手当)	10月24日		
H理事	千円 6,106	千円 4,861	千円 510	千円 104 (通勤手当) 631 (都市手当)	10月24日		
監事	千円 13,949	千円 8,736	千円 3,858	千円 220 (通勤手当) 1,135 (都市手当)		3月31日	
監事 (非常勤)	千円 2,776	千円 2,776	千円 0	千円 0 ( )		3月31日	

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 7,365	年 3	月 7 H19.10.23	1.2	学長の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において業績勘案率を1.2と決定した。	
理事A	千円 5,455 (58,906)	年 3 (35)	月 7 (7) H19.10.23	—	理事の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において50万円の増額を決定した。	
理事B	千円 5,455 (54,444)	年 3 (32)	月 7 (0) H19.10.23	—	理事の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において50万円の増額を決定した。	
理事C	千円 3,266 (58,822)	年 2 (35)	月 0 (1) H19.10.23	—	理事の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において50万円の増額を決定した。	
理事D	千円 5,071	年 3	月 4 H19.10.23	1.1	理事の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において業績勘案率を1.1と決定した。	
監事	千円 4,804	年 4	月 0 H20.3.31	1.1	監事の在職期間の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、役員会において業績勘案率を1.1と決定した。	

注:理事A、B及びCについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の前職期間として算出した金額を記載した。なお、役員在職期間で算出する際に、業績勘案率は決定されていないため、1.0として計算し、その額に50万円を増額した金額とした。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高140/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀:6号俸、良好(標準):4号俸、良好未満:2号俸以下 55歳以上 優秀:4号俸、良好(標準):2号俸、良好未満:1号俸以下 特定職員 優秀:4号俸、良好(標準):2号俸、良好未満:1号俸以下 ※平成22年3月31日までの間は、「55歳未満」の「良好(標準)」の号俸数は、「4号俸」を「3号俸」と読み替える。

### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

#### 基本給月額

若年層に適用される各基本給表の基本給月額の増額改定(200円～2,400円)

#### 都市手当

支給率の段階的引上げ(19年度13.75%、20年度14.8%、21年度15.5%)

#### 扶養手当

配偶者がいる場合の子等に係る扶養手当額を、月額5,000円～6,500円から一律月額6,500円に引き上げ

#### 勤勉手当

支給限度額総額を、勤勉手当基礎額等の72.5/100から75/100に引き上げ(平成20年度から適用)

成績良好者の成績率を段階的引き下げ(19年度 63.0/100、20年度 59.5/100、21年度 56.0/100)

#### 平成19年度特別一時金

基本給月額等の5/100に相当する額を特別一時金として支給(勤勉手当の支給限度額総額の引き上げ相当分)

#### 管理職手当

##### 職種の変更

フロンティア創造共同研究センター長→フロンティア研究センター長

##### 職種の追加

入試室長 66,000円、技術部長 66,000円、技術部研究支援センター長 32,000円

##### 額の引き上げ

専攻長 32,000円→45,000円

#### 管理職員特別勤務手当

##### 職種の変更

フロンティア創造共同研究センター長→フロンティア研究センター長

##### 職種の追加

入試室長 6,000円、技術部長 6,000円、技術部研究支援センター長 4,000円

##### 額の引き上げ

専攻長 4,000円→6,000円

#### 入試手当

##### 区分の変更

理事・副学長主任補佐→入試室副室長

入試委員会各分科会主査→入試室各部会長(入試室長をもって充てる部会長を除く。)

##### 区分の追加

出題委員長(主査) 16,500円/月

出題委員(特別入学資格試験) 40,000円/回

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,504	45.7	8,537	6,149	134	2,388
事務・技術	442	41.6	6,049	4,405	137	1,644
教育職種 (大学教員)	1,006	47.5	9,663	6,932	130	2,731
技能・労務職種	3	53.5	6,093	4,486	128	1,607
教育職種 (附属高校教員)	49	45.7	8,206	6,049	178	2,157
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	50.2	6,126	4,456	111	1,670
再任用職員	5	61.9	4,011	3,357	187	654
事務・技術	4	61.8	3,715	3,125	195	590
教育職種 (附属高校教員)	1					
非常勤職員	10	46.6	4,534	3,298	140	1,236
事務・技術	9	45.9	3,898	2,865	150	1,033
教育職種 (外国人教師等)	1					

#### [年俸制適用者]

非常勤職員	168	41.1	6,067	6,067	0	0
事務・技術	47	43.5	3,759	3,759	0	0
教育職種(大学教員)	121	40.2	6,964	6,964	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員区分及び任期付職員区分は該当者がいないため省略。

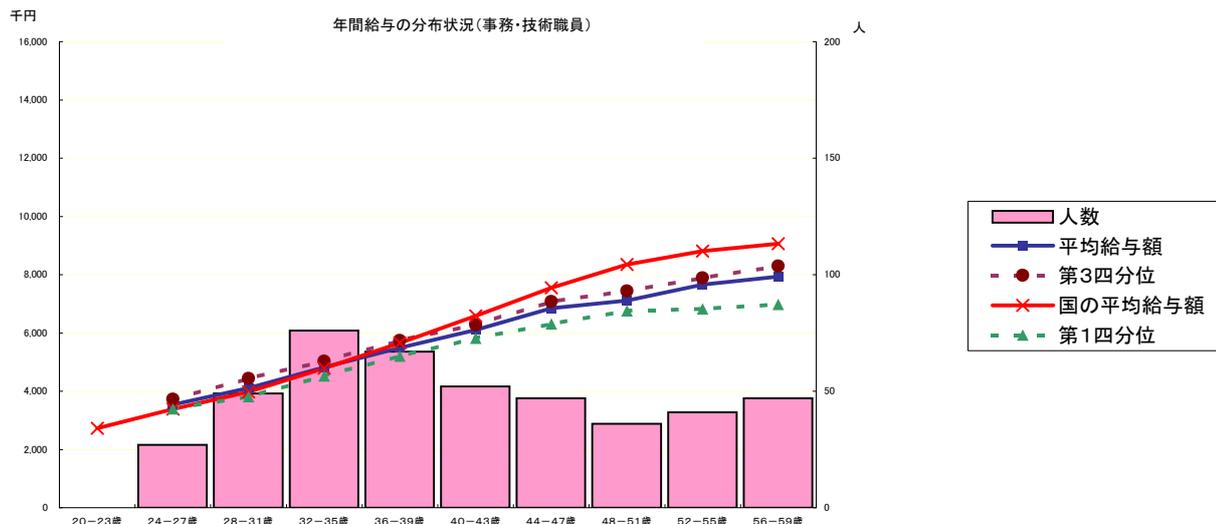
年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

注3:常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、再任用職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略。

注4:常勤職員区分のその他医療職種(医療技術職員)、再任用職員区分の教育職種(附属高校教員)及び非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:技能・労務職種とは、守衛、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

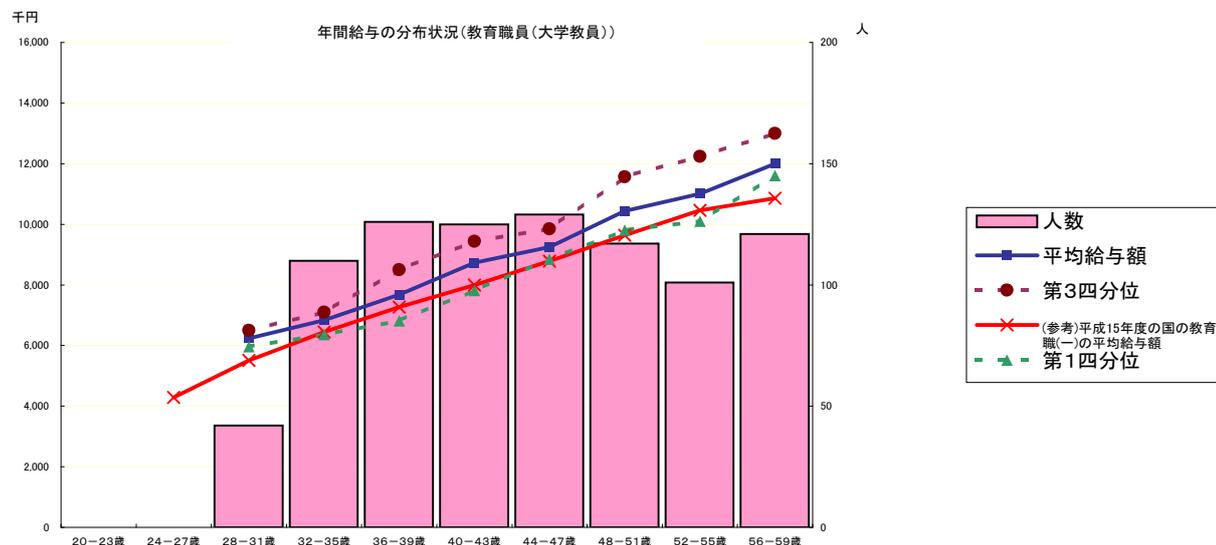


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	4	58.5	—	—	10,928	—	—
・課長・同相当職	18	53.5	8,812	9,104	9,104	9,456	9,456
・課長補佐・同相当職	35	53.6	7,304	7,712	7,712	8,034	8,034
・係長・同相当職	147	46.5	6,006	6,600	6,600	7,072	7,072
・主任・同相当職	81	42.8	5,432	5,884	5,884	6,293	6,293
・係員・同相当職	157	32.0	3,819	4,387	4,387	4,825	4,825

注:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	373	56.4	11,146	11,923	11,923	12,498	12,498
・准教授	322	45.0	8,826	9,307	9,307	9,836	9,836
・講師	13	37.5	7,389	7,862	7,862	8,411	8,411
・助教	287	38.9	6,519	6,874	6,874	7,234	7,234
・教務職員	11	51.9	6,158	6,413	6,413	6,696	6,696

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係員	主任係員	係長 専門職員 主任技術専門員	係長 専門職員 主任技術専門員	課長補佐 事務長補佐 主任技術専門員	課長 事務長 主幹	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	442人	35人 (7.9%)	127人 (28.7%)	197人 (44.6%)	51人 (11.5%)	20人 (4.5%)	9人 (2.0%)	1人 (0.2%)	2人 (0.5%)	0人 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		30歳 ～ 24	42歳 ～ 28	59歳 ～ 35	59歳 ～ 45	59歳 ～ 42	59歳 ～ 46	～	～	～
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 2,935 ～ 2,302	千円 4,201 ～ 2,684	千円 5,463 ～ 3,300	千円 5,913 ～ 4,917	千円 6,909 ～ 5,578	千円 7,288 ～ 6,575	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間 給与額 (最高～最低)		千円 3,916 ～ 3,140	千円 5,584 ～ 3,665	千円 7,536 ～ 4,515	千円 8,287 ～ 7,001	千円 9,435 ～ 7,756	千円 9,830 ～ 9,082	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注:7,8級における該当者が各2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,006人	11人 (1.1%)	287人 (28.5%)	13人 (1.3%)	322人 (32.0%)	373人 (37.1%)
年齢 (最高～最低)		59歳 ～ 31	64歳 ～ 28	48歳 ～ 33	64歳 ～ 32	64歳 ～ 39
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 4,978 ～ 4,134	千円 6,139 ～ 3,775	千円 6,532 ～ 5,071	千円 7,786 ～ 4,718	千円 12,449 ～ 6,122
年間 給与額 (最高～最低)		千円 6,856 ～ 5,513	千円 8,438 ～ 5,215	千円 9,077 ～ 6,950	千円 11,135 ～ 6,541	千円 16,784 ～ 8,856

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12,3月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 65.3	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 34.7	% 35.6
	最高～最低	% 47.0～29.5	% 44.8～28.3	% 45.6～28.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 66.9	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 33.1	% 33.8
	最高～最低	% 42.4～28.0	% 42.5～27.9	% 41.9～28.4

注:3月に支給した「平成19年度特別一時金」は、査定支給分(勤勉相当)の冬季に区分した。

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12,3月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 67.7	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 32.3	% 32.9
	最高～最低	% 43.2～19.4	% 39.9～19.4	% 40.9～19.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 67.0	% 68.6	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.0	% 31.4	% 32.2
	最高～最低	% 46.7～19.1	% 46.5～19.1	% 46.6～19.1

注:3月に支給した「平成19年度特別一時金」は、査定支給分(勤勉相当)の冬季に区分した。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.9

対他の国立大学法人等

105.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.9	
	参考	地域勘案 84.3
		学歴勘案 91.2
		地域・学歴勘案 83.4
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.1% (国からの財政支出額 23,820百万円、支出予算の総額 40,973百万円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているが、累積欠損はなく、対国家公務員の給与水準との比較指標も100を下回っており、適切な状態であると考えられる。</p>	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

107.5

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	14,819,943	14,855,269	△ 35,326	(△0.2)	△ 540,684	(△3.5)
退職手当支給額 (B)	1,544,714	674,252	870,462	(129.1)	△ 172,782	(△10.1)
非常勤役職員等給与 (C)	4,422,375	3,912,103	510,272	(13.0)	1,734,747	(64.5)
福利厚生費 (D)	1,901,388	1,975,781	△ 74,393	(△3.8)	△ 34,358	(△1.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,688,420	21,417,405	1,271,015	(5.9)	986,922	(4.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与等の増減の要因分析

「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比0.2%の減となっている。  
これは、平成18年4月に給与制度を改定した際、60歳を超えた年度以後の大学教員について、次の改正をしたことによる。  
・基本給月額を引き下げたことによる経過措置を適用しないことにしたこと。  
・勤勉手当に替えて特別な手当を支給することにより手当額を抑制しているが、その支給率は段階的に引き下げることにしたこと。

「非常勤役職員等給与」は、対前年度比13.0%の増となっている。  
これは、次の要因による。  
・外部資金の増加による非常勤職員の雇用。  
・常勤職員の若年層に適用される各基本給表の基本給月額の増額改定及び都市手当の支給率の引上げに伴い、一部の非常勤職員の時間給を増額改定したこと。

「最広義人件費」は、対前年度比5.9%の増となっている。  
これは、次の要因による。  
・平成17年度から、教授、准教授、講師及び助教の定年退職年齢が63才から65才となったため、平成17、18年度にはこの職種の定年退職者が無かったところ、平成19年度から定年退職があったことによる退職手当の増加。  
・外部資金の増加による非常勤職員の雇用。

##### ②人件費削減の取組の状況

###### i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

###### ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

###### iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

##### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,880,307	14,855,269	14,819,943
人件費削減率 (%)		△ 6.5	△ 6.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.5	△ 7.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。